

## 交付までの流れ

### ～申請から交付まで～

#### 01 引っ越し

領収書等が必要となりますので大切に保管してください。



#### 02 申請

転入日から **1年以内**に申請ください。



#### 03 交付決定

審査後交付が決定した場合、交付決定通知書を送付します。



#### 04 補助金交付

### 申請提出書類

- ①吉岐市移住者住宅等支援事業補助金  
交付申請書
  - ②住民票（転入後の世帯全員分）
  - ③領収書の写し（移住する際に要した  
経費の支払いが証明できる書類）
  - ④吉岐市移住者住宅等支援事業補助金  
交付請求書
  - ⑤誓約書
  - ⑥振込口座の通帳の写し
  - 転入前住所地で取得する書類
  - ⑦戸籍の附票（転入後の世帯全員分）
  - ⑧市税等の未納がない証明書（転入後  
の世帯全員分）
- ※子ども、学生の場合は不要

- 交付後に公務員になる可能性がある方でも、申請時に公務員でなければ申請可能です。ただし、公務員の内定がある場合は対象外となります。
- 転入する前に海外にいた方も3年以上市外に住んでいれば対象となります。その際は、市税等の未納がない証明書の提出は必要ありません。ただし、転入後の世帯に本人以外の方がいらっしゃるのであればその方々の未納がない証明書は必要となります。
- 同じ住所に住むが同一世帯ではない（家計が別）方々は、それぞれに上限20万円ずつ交付可能です。
- 移住に要した費用は複数回の往復も対象となりえます。ただし、各領収書について詳しく聞きとりを行います。お手伝いの方がいらっしゃった場合は移住された方とは別にお手伝いの方1人分の交通費も対象となります。

※戸籍の附票・・・本籍地の役所で取得可能  
市税等の未納がない証明書・・・非課税の場合は非課税証明書を提出してください。